

11 月度の石綿作業主任者技能講習・石綿含有建材調査者講習の開催のご案内

建築物の解体、改修工事を開始する際は、事前に石綿の有無についての調査の実施が義務付けられており、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査者講習を修了した者により行うことが施行されます。

当センターでは、4月以降一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催してきましたが、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講資格を得ることができるため、並行して石綿作業主任者技能講習も開催しています。両講習共、多くの受講申し込みをいただき、定員となり募集を打ち切った講習や残り枠が減りつつある講習も生じていることから、ご要望に応じ、石綿作業主任者技能講習及び一般建築物石綿含有建材調査者講習について、新たに下記のとおり追加開催します。

〔山口労働局登録第2号〕一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
6	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町 1-14-51	30人 残り若干名	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
7	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人 定員到達 募集締切り	
8	9月26・27日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	
9	10月17・18日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人	
10	11月9・10日(木・金) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	新規募集 40人	

〔山口労働局長登録第171号〕石綿作業主任者技能講習(助成金対象)の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
2	9月4・5日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人 定員到達 募集締切り	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
3	10月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	60人 定員到達 募集締切り	
4	10月30・31日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	新規募集 40人	
5	11月23・24日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	新規募集 60人	

※石綿に関しては、作業開始前に建材に石綿が含有されるか否かについて調査する者に係る講習、石綿作業に携わる作業員を統率する者に係る主任者講習、石綿作業に従事する者に係る教育等があります。詳しくは、当センター HP『受講申し込み』⇒『石綿関連講習の種類』、又は [ykakc-News7月1ed](#) をご参照ください。

【新型コロナウイルスによる感染防止についてのお願い】

新型コロナウイルスについては、5類相当の感染症とすることが決められ、以前のような行動規制等は解除され、当センターにおける講習に際しても、講師はマスクを着用しますが、受講者には特段の制限はしていません。しかしながら、市中では第9波ともいえるオミクロン XBB 変異株による感染者が急増しているとされています。インフルエンザ同等の感染症状とはいえ、高熱、咳、のどの痛み、鼻水、頭痛、倦怠感等様々な症状を呈するといわれており、感染しないに越したことはありません。感染の疑いのある方や症状を有される方は周囲への感染を巻き起こさないためにもマスクの着用をお願いします。



【人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の概要】

厚生労働省山口労働局では、若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合、中小建設事業主（資本金 3 億円以下、従業員数 300 人以下）を対象に、

〔従業員 20 人以下〕 受講料等経費の 3/4 を助成、賃金助成 8,550 円/人日 <2,000 円/人日>

〔従業員 21 人以上〕 受講料等経費の 7/10（35 歳未満）、9/20（35 歳以上）を助成、賃金助成 7,600 円/人日 <1,750 円/人日> など

を支給されます。事前に登録等の手続きが必要となりますが、上乘せ支給もありますので、詳しくは山口労働局職業対策課までお問い合わせください。（TEL 083-995-0387）

登録講習機関が行う講習が対象となり、当センターで行う講習としては、石綿作業主任者技能講習及び石綿作業従事者特別教育やフルハーネス型安全帯特別教育等が該当します。希望者には受講の証明書を発行しますので、受講申し込み時にその旨お知らせください。 ※ 石綿含有建材調査者講習は対象外。

◆◆◆ 特別教育の開催について ◆◆◆

厚生労働省令で定められた 41 の危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生に係る特別な教育を行うことが定められており（安衛法第 59 条第 3 項）、当センターでも事業主に代わって開催しているところです。石綿を含有する建材に解体や改修等の作業に携わる方への【石綿取扱い作業従事者特別教育】、建設業特有の墜落災害を防止するうえで必要となる【フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】について、当センターでは定期開催のほか、業種団体や、企業の災害防止団体等からご依頼を受けて臨時開催を行ってまいりましたが、8 月は下記の予定で開催します。

【石綿取扱い作業従事者特別教育】（助成金対象）開催予定

◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な教育です

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
5	8月21日(月) 9:30~15:20	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	40人	受講料 7,000円 テキスト代 979円



【フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】（助成金対象）開催予定

◆フルハーネス型安全帯を使用する際に必要な教育です

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
2	8月25日(金) 9:00~16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉 5-5-21	40人	受講料 9,000円 テキスト代 979円



※ 建設業における墜落による死亡災害は全体の 4 割を占めています。また墜落災害は重症化率の高い災害であり、その防止のため、足場の設置等による作業床がない箇所や解体中の屋根端等で 2m 以上の高所等で作業を行う際はフルハーネス型安全帯の使用義務が設けられています。正しい着用の教育を行います。

◆石綿作業主任者技能講習の申込みが多数寄せられていることから、10 月に加え 11 月にも追加開催することといたしました◆猛暑に加え、台風が相次いで列島に被害をもたらす今年の夏、ご自愛ください◆